

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人に対して、在宅サービスセンターの管理を委託する。

2 前項の委託業務の執行に要する経費については、予算の範囲内において、委託料として支払うものとする。

（委任）

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成15年3月1日から施行期日までの間、利用者がこの条例施行の際に利用承認の要件を満たしていることを条件として、条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、利用の承認をすることができる。

（提案理由）

足立区高齢者在宅サービスセンターを開設する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第104号議案

足立区知的障害者援護施設条例

右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木恒年

足立区知的障害者援護施設条例

足立区綾瀬福祉園条例（平成4年足立区条例第38号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、足立区知的障害者援護施設（以下「援護施設」という。）の設置及び管理に関する必要な事項を定めることにより、知的障害者の社会参加及び自立を促進し、もって知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

（施設の種類）

第2条 援護施設は、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号、以下「法」という。）第5条第1項に規定する知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設とする。

2 援護施設は、通所施設とする。

（名称及び位置）

第3条 援護施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。

（定員）

第4条 援護施設の定員は、区長が別に定める。

（事業）

第5条 援護施設は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 知的障害者の生活適応能力及び就労能力の向上を図るための訓練及び指導に関すること。
- 2 前号に定めるもののほか、区長が必要と認める事業

（休業日）

第6条 援護施設の休業日は、次のとおりとする。

- ただし、区長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。
- 1 日曜日及び土曜日
 - 2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
 - 3 1月2日及び同月3日
 - 4 12月29日から同月31日まで

（入所資格）

第7条 援護施設に入所することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 1 法第15条の12第5項に規定する施設支給決定知的障害者
- 2 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号）附則第18条に規定する旧措置入所者
- 3 法第16条第1項第2号の規定による措置を

受けた者

(入所手続等)

第8条 援護施設に入所しようとする者（前条第3号に規定する者を除く。）又はその保護者（配偶者、親権を行う者又は後見人等で、前条に規定する者を現に保護するものをいう。）は、規則で定める手続きにより申請し、区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないものとする。

- 1 入所者（援護施設への入所の承認を受けた者をいう。以下同じ。）が定員に達しているとき。
- 2 感染症に罹患している者であるとき。
- 3 前2号に定めるもののほか、区長が援護施設の管理上支障があると認めたとき。

(費用負担)

第9条 援護施設の入所者（第7条第3号に規定する者を除く。）は、法第15条の11第2項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において区長が定める基準により算定した額を納めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、日常生活に要する費用等で入所者に負担させることが適當と認められるものについては、利用者から徴収することができる。

(入所承認の取消等)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入所の承認を取り消し、又は入所を停止し、若しくは入所を制限することができる。

- 1 入所者が第8条第2項第2号又は第3号に該当すると認めたとき。
- 2 災害その他の事故により、援護施設の利用ができなくなったとき。
- 3 前2号に定めるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。

(損害賠償の義務)

第11条 入所者は、援護施設に損害を与えた場合

には、その損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(管理の委託)

第12条 区長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人に対し、援護施設の管理を委託することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成15年3月1日から施行期日までの間、入所者がこの条例施行の際に入所承認の要件を満たしていることを条件として、条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、入所の承認をすることができる。

別表（第3条関係）

種類	名称	位置
知的障害者更生施設	足立区綾瀬福祉園	東京都足立区東綾瀬一丁目26番2号
	足立区神明福祉園	東京都足立区神明南二丁目6番18号
	足立区谷在家福祉園	東京都足立区谷在家三丁目13番1号
知的障害者授産施設	足立区神明福祉作業所	東京都足立区神明南一丁目6番18号
	足立区谷在家福祉作業所	東京都足立区谷在家三丁目13番1号

(提案理由)

知的障害者福祉施設を再編するとともに、知的障害者福祉法の改正に伴い支援費制度を導入する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第105号議案

足立区障害福祉センター条例

右の議案を提出する。